

2015. 5. 29.

障害福祉サービスの在り方等について ＝障害者の就労支援＝

NPO)全国就業支援ネットワーク代表理事 高井 敏子

1. 当法人の沿革：当ネットワークは、1994年に障害者の職業教育・雇用開発・アフターケアなど就業支援にかかるノウハウや健全な施設運営を図ることを目的として設立した「障害者能力開発施設等連絡協議会」に端を発する。その頃の不況により特に知的障害者の解雇・失職・無職が問題視され、職業生活全般にわたる支援の必要性が認識されるようになり、2001年より実施される厚生省と労働省の省庁再編の象徴として「就業・生活支援センター」が設置され、当会の会員も加わって積極的に事業の推進に尽力した。また、「障害者の就労支援に関する有識者懇話会」メンバーとして加わり、自立支援法の制度的な枠組み作りに協力してきた。

運営理念として、「地域で」「連携して」「実践に基づいて」「政策に関与して」、障害のある人たちが人たるに値する就業生活が確立できるよう、「能力開発」「就業・生活支援センター」「就労移行支援」の3部会を設け、事業を展開している。2007年(平19)にNPO法人となる。現在240団体で構成している。また、時代の要請に基づいた実験的・開拓的な研究を行い、成果物として公表している。併せて2008年に「第1号職場適応援助者養成研修」機関の指定を受け、福島県郡山市、長野、千葉、島根、岩手県内で実施してきた。

研究・研修会を各地で開催しており、今年の17回大会は東京で開催（パンフ添付）

2. 障害者の就労に関する制度的枠組みについて

沿革に示す通り、当ネットワークは、障害者支援に関する労働・厚生系事業に深くかかわってきた。しかし、省庁再編後も労働・福祉の溝は深く、幾つかの矛盾は埋まっていない。また、近年では、制度の枠組みが曖昧になり、施設福祉がまるで金儲けの道具にされているように思う。地方自治体は、明確な福祉計画を立て、事業所の数量や事業内容について規制できるような権限を持つべきではないか。

- ①就労移行支援事業⇒施設福祉から雇用への道筋をつけた点では評価できるが、「障害者能力開発施設」のコピーのようで、双方の運用・目的を明確にすべき。また、就労の成果が上がれば上がるほど利用者の確保が難しくなる。なお、就職者を出さない事業所は存在価値がなく、指導すべき。
- ②就労継続支援（A型・B型）就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方について
A型事業⇒雇用契約を締結しながら人たるに値する労働の質・量共担保できていない事業所が多数あり規制が必要。（A型事業所の実績評価をすべき）

B型事業⇒工賃向上計画で最賃の 3 分の 1 や 2 分の 1 は可能でも毎年前年度を上回る目標工賃達成は困難。B型には一般就労可能な方が、施設や家族の都合での在籍者が多数存在しているのではないか。個別支援計画に基づく地域生活移行の促進。

3. 就労支援に向けた支援体制／障害者就業・生活支援センター事業について

障害のある方が職業を得て社会人として当たり前の生活を送るのが当然である。しかし、障害のある人たちが、障害以外の要件で「就職困難」に陥る今日的な要因は余りにも多く、また、就労が促進されればされるほど予測できない生活困難に遭遇することが考えられる。厚生労働省の誕生時、厚生省サイドが生活面、労働省サイドが就業面で支援して「障害者の働く機会・働き続ける機会」を一つの体系にするという発想が生まれ、それが具体化されたのが「障害者就業・生活支援センター」である。これは、厚生・労働サイドの制度をつなぎ、障害者総合支援法のさまざまな制度をつなぐ社会資源であり、わが国が誇るべき就業支援制度である。

4. 障害者就業・生活支援センター（319 か所） 2013 年度実績報告（厚生労働省）

コストパフォーマンスは極めて大きい

- ・生活支援等事業年間 501 万円（年々減額）1 名配置
- ・登録者 1 2 5, 2 8 6 人（1センター当たり 393 人）
- ・就職者 14,363 人（1センター当たり 45 人） 17,408 人（1センター 54.5 人 A 型含む）
- ・定着率 6 か月経過後 82.3% 就職後 1 年経過時点 74.4%
- ・相談支援延べ 1,350,575 件
- ・相談の内訳⇒就職に向けた相談支援 514,038 件（38.1%）
 - 職場定着に向けた相談支援 387,886 件（28.7%）
 - 就業と生活面の両方にわたる相談支援 243,470 件（18.0%）
 - 日常生活・社会生活に関する相談支援 205,181 件（15.2%）

※働き続けるための生活面の相談は 448,651 件（33.2%）

1センターあたり年間 1,406 件／月間 117 件／1日 5.85 件

※埼玉県労働部離職者調査・・・再就職者のケース

5. 相談支援事業との連携

毎年増え続ける支援対象者には長期的な生活支援が必要な精神・発達・難病者、障害受容が困難な方の支援の増加、触法障害者や生活困窮者など支援対象者が拡大傾向にあり、相談支援事業も本格実施されるようになったが、相談支援を要する人と就労支援サービスを提供すべき人とはかなり隔たりがあり、今後は、地域における棲み分けをして、双方の専門性をより深めるとともに、地域における自立支援協議会などとの連携や機能の分担を明確にするなど今後の課題が山積している。